

総務教育常任委員会資料

(令和7年10月6日)

[件 名]

・ 県職員の副業チャレンジの推進について

【人事企画課】・・・2

・ 西部総合事務所等の窓口受付時間の短縮について

【行財政改革推進課】・・・3

総 務 部

県職員の副業チャレンジの推進について

令和7年10月6日
人事企画課

地方公務員は地域社会の有為な人材として、地域の課題解決に積極的に取り組むとともに、副業を通じて学びによって職務遂行や行政サービスの向上、職員自身の成長につなげることが期待されていることから、県職員が積極的に副業（営利企業等従事）にチャレンジできるよう、「営利企業等従事許可基準運用要領」を制定しましたので、その概要等を報告します。

1. 「営利企業等従事許可基準運用要領」の制定

(1) 目的

職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号）に定める許可基準を具体化し、許可を受けることができる業務を明確化する。

(2) 主な許可基準

ア 職責遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・原則週8時間又は1か月30時間以内、かつ勤務日は1日3時間以内の従事とすること。
- ・副業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えないものであること。

イ 職員の職又は職員の勤務する機関との間に密接な利害関係がなく、不当な結果を生ずるおそれがないこと

- ・職員の職（各人事異動の日から起算して3年間は、異動前の職を含む。）と従事先が、免許、許認可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入先等の契約行為、不利益処分や行政指導等の対象に該当しないものであること。

ウ 職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないもの

- ・従事する活動が法令に反しない活動であること。
- ・従事先の団体又はその役員（役員であった者を含む）が、当該団体の業務に係る刑事事件に関して起訴（無罪の判決又は公訴棄却の決定が確定した場合を除く）又は過去3年間に不利益処分を受けていないこと。

エ その他全体の奉仕者たる公務員として妥当と認められること

- ・報酬額が、社会通念上妥当と認められる程度の範囲内の額であり、かつ公務員としての地位を利用した不適正な額でないこと。
- ・営利企業については、従事する活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与するものや、社会的な需要が高いものであること。（ただし、民間の就業を阻害しないものに限る）
- ・自営兼業については、職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた活動であり、かつ全体の奉仕者としての性質を維持できると認められるものであること。

(3) 要領制定日

令和7年9月19日（同日施行）

2. その他の副業推進に向けた取組（すでに実施中のものを含む）

(1) 副業紹介の仕組み構築

職員が従事したい副業を探しやすい環境を整えるため、職員向けの副業（農作業や地域づくり団体の事務など）を紹介するデータベースを新たに作成する。

(2) 「とっとり志縁隊」の結成

副業に積極的に従事する職員によって構成する「とっとり志縁隊」を結成し、副業を行う職員同士のネットワークをつくとともに、副業を検討している職員に対しロールモデルを示す。

(3) 表彰制度の創設

特に地域貢献度や新規性の高い副業を行った職員を表彰する制度を創設する。

(4) 副業しやすい職場づくりの推進

- ・ノー残業デー（水・金曜日）終業時に、庁内放送で副業従事を推進する呼びかけを行う。
- ・副業従事にあたり利用できる勤務時間・休暇制度を紹介する。
- ・副業相談対応のためのAIチャットボットを導入する。

西部総合事務所等の窓口受付時間の短縮について

令和7年10月6日
行財政改革推進課

11月4日から米子市が窓口受付時間の短縮を試行実施する予定であり、3号館を米子市と共同運営している西部総合事務所全館及び西部県税事務所を対象に、米子市に合わせて以下のとおり窓口受付時間の短縮を行いますので報告します。

1 開始日

令和7年11月4日（火）から

※令和7年度は試行実施とし、令和8年度から本格実施を検討

2 窓口受付時間

午前9時から午後5時まで（現行：午前8時30分から午後5時15分まで）

3 対象施設

西部総合事務所（米子市糺町一丁目160）

1号館：県民福祉局（西部振興課、西部観光商工課、会計総務課、福祉課、子ども家庭課）、農林局、環境建築局（環境・循環推進課）

2号館：米子保健所

3号館：米子県土整備局、環境建築局（建築住宅課）

西部県税事務所（米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階）

4 その他

- ・電話の受付時間や職員の勤務時間に変更はありません。
- ・庁舎における窓口受付時間は短縮しますが、緊急性のあるものは従来どおり対応します。